

# 平成28年3月1日～ 古町通8番町 ライジングボラードを運用開始します!!



※整備イメージであるため、整備により変更になる場合があります

## ★ライジングボラードとは？

ライジングボラードとは、自動昇降式の車止めのことで、ヨーロッパなどでは広く普及しているものです。

新潟市では、自動車の通行を物理的に制限することにより、**歩行者が安心・安全に歩ける道路空間を創出し**、これまで以上に**まちの賑わいや魅力向上を図る**ものとして、日本初となるライジングボラードを古町モール6で平成26年8月から運用しています。この度、古町通8番町で本市2か所目のライジングボラードを運用開始します。



## ★スマートウェルネスシティに取り組んでいます

高齢化が進んでも健康であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が重要です。その実現には、健康に関心がある人もそうでない人も含め、多くの人が日常の身体活動量を増加させることが鍵になります。つまり、誰もが健康であるためには、住んでいるだけで健康になれるまちであることが重要です。

市では、「**歩くこと**」の重要性に着目し、健康づくりとまちづくりが連携し、**誰もが健やかに幸せに暮らせる「健幸都市づくり(スマートウェルネスシティ)**」に取り組んでいます。

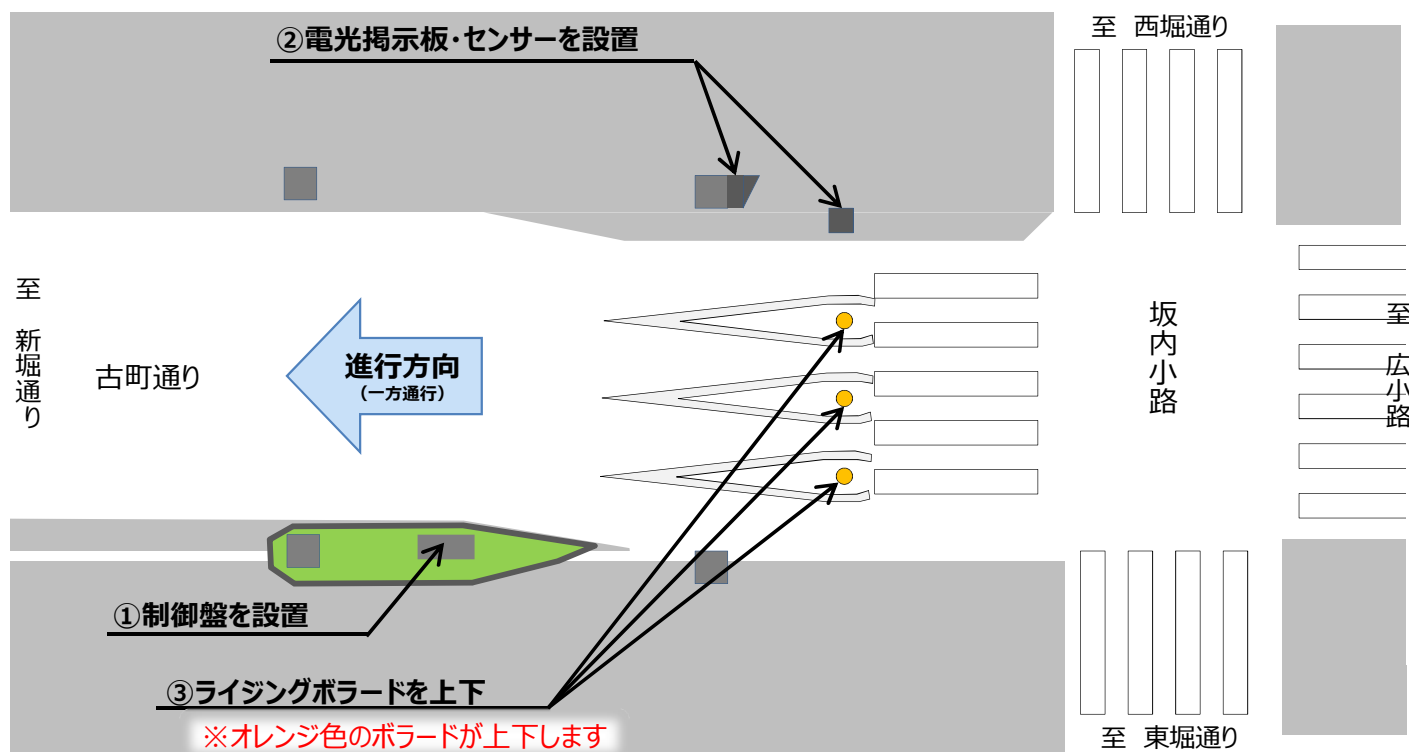


## ★運用内容

- 運用開始：平成28年3月1日(火)～
- 実施内容：時間帯によって、3本のライジングボラードを上下させる
  - 午後10時～翌午後5時まで(自動車・原付の通行が可能な時間)：下がった状態
  - 午後5時～午後10時まで(自動車・原付が規制される時間)：上がった状態

## ★道路状況

※車両の通行状況を確認するためカメラ撮影をしています



## ★通行規制時間帯に通行する場合

- 通行規制：古町通 8 番町は午後 5 時から午後 10 時まで自動車・原付の通行ができません  
通行する場合は、警察の通行許可が必要です
- 手続き：警察の通行許可を受けた車両には、ライジングボラードを下げるためのリモコンを配付します
- 配布場所：新潟市中央区役所建設課 (TEL 025-223-7410 FAX 025-228-1260)  
※必ず通行許可証をお持ちください

## ★身体障がい者手帳※等を持つ方が通行する場合

身体障がい者手帳※をお持ちで、警察から標章の交付を受けている方が、やむを得ず通行する必要がある場合は、次のいずれかの方法により通行していただくようお願いします。

- ①リモコンによる通行 (中央区役所建設課で配付)  
リモコンは必要な期間貸出します
- ②職員による対応 (中央区役所建設課に事前にお電話ください)

※市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記しています。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、本紙では「障がい」と表記しています。

問い合わせ先

新潟市中央区役所建設課 (TEL 025-223-7410)

※夜間・休日 (TEL 025-223-1000)